

(様式第4号)

介護保険運営協議会 会議概要

- 1 審議会名 上田市介護保険運営協議会
- 2 日 時 平成25年4月25日 午後1時30分から午後2時45分まで
- 3 会 場 上田市役所南庁舎5階第3, 4会議室
- 4 出席者 佐藤会長、村田委員、越田委員、金子委員、藤井委員、腰原委員、細野委員、中澤委員、田中委員、大草委員、柴崎委員、南波委員
- 5 市側出席者 清水健康福祉部長、徳永高齢者介護課長、高野丸子地域自治センター健康福祉課長、若林真田地域自治センター健康福祉課長、北沢武石地域自治センター健康福祉課長、桜井高齢者介護課介護保険担当係長、長田高齢者介護課介護保険担当係長、小川高齢者介護課高齢者支援担当係長、村山高齢者介護課高齢者支援担当係長、金子丸子地域自治センター健康福祉課高齢者支援担当係長、羽毛田真田地域自治センター健康福祉課高齢者支援担当係長、内田武石地域自治センター健康福祉課高齢者支援担当係長
- 6 公開・非公開等の別 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
- 7 傍聴者 0人 記者 0人
- 8 会議概要作成年月日 平成25年4月25日

協議事項等

- 1 開 会 (高齢者介護課長)
- 2 会長あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 議題の概要
 - ①地域密着型サービス事業者の指定更新について (介護保険担当係長)
 - 1 事業所について概要と審査状況を説明
 - ②高齢者介護課の重点目標について (高齢者介護課長)
 - 重点目標について説明
 - ③介護保険運営協議会の開催予定について (介護保険担当係長)
 - 当協議会の開催予定について説明
 - (2) 審議概要
 - ①議題1 「地域密着型サービス事業者の指定更新について」
 - 審査状況などをもとに審議したため、非公開
 - ②議題2 「高齢者介護課の重点目標について」
- (委員) 平成24年度重点目標において、平成25年度に定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (以下「定期巡回・随時対応サービス」) を開設するために8回検討会を開いたとなっているが、以前のサービスを提供したい事業者はいないと伺っている。このサービスを開設したい事業者がないということは、ニーズが無いということだから、このサービスの必要性について伺いたい。

また、上田市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業や認知症施策総合推進事業において、認知症地域支援推進員（以下「推進員」）の人数は適当であると考えているのか。介護の相談については地域包括支援センター（以下「包括」）が相談に乗ることが多いと思うが、高齢者介護課との業務分担はどのように考えているのか。

（事務局）定期巡回・随時対応サービスの検討について8回会議を開いたというのは、介護予防・日常生活支援総合事業の検討会を指していて、当サービスの検討会は内部で検討した。現在、長野県内においても実施事業者がまだいない状況である。第5期上田市高齢者福祉総合計画（以下「第5期計画」）において、当サービスは全日常生活圏域に開設するように計画しており、今年度は2つの圏域に開設できるよう事業所を整備していきたいと考えている。当サービスのニーズについては、第5期計画を策定する際に実施した高齢者実態調査で、できる限り自宅で生活をしたい、特に夜間安心して生活したいという意見があり、潜在的なニーズがあると考えている。同じようなサービスで、社会福祉法人恵仁福祉協会が実施している夜間対応型訪問介護は、ここ数ヶ月の実績を見ると、利用者が2～3人であり、経営的になかなか厳しい状況が続いている。高齢者の生活の場を病院から在宅へ進めている中で、当サービスは介護度が重い方を支える切札となるサービスと言われていたが、実際軽度の方もサービスを使っているという状況があり、在宅生活を支えるサービスの1つとなると考えられる。今後は、上田市居宅事業者連絡協議会に周知し、ニーズ把握に努めていきたい。

また、この事業を開設する課題の1つとして、医療と介護の連携ということで、訪問介護事業所は訪問看護事業所と一体的または連携して運営する必要がある。医療的なケアが必要な場合、看護職員が利用者宅を訪問するほか、必要に応じて医師の指示を仰ぐ場合もあるため、上田市医師会・小県医師会（以下「医師会」）と連携していきたい。

やすらぎ支援事業については、介護をしている家族を支援するために始まった事業である。重度ではない認知症の方に対して、家族が買い物等で半日ぐらい空ける場合、本人の話し相手としてやすらぎ支援員（以下「支援員」）を派遣する事業である。支援員は平成24年度上半期で19名養成した。支援員が本人宅に向う前には必ず認知症地域支援推進員がお宅を訪問して、本人の状況を確認して問題があるかないかを確認し、支援員に伝えるという役割を担っている。相談については、地域包括支援センターがワンストップの相談窓口であることに変わりはないが、当事業は相談業務も含まれていると考えているので、当課でも相談を受け付けている。包括との連携という観点では、2ヶ月に1回のペースで認知症の連携会議を実施している。今後どちらかに相談業務を任せるとはせず、一番スムーズに業務が遂行できる方法で進めていきたい。

認知症施策総合推進事業については、推進員を必ず1名は配置するように決められている。現在長野県内では、6市町村が実施している。実施自治体のうち、認知症疾患センター（以下「疾患センター」）がある市町村は必ず当事業を実施しなければならないが、上田市は疾患センターがないので、自主的に事業を行っている。自主的に事業を実施しているのは、当市と佐久市だけである。昨年12月には、上田市認知症高齢者等支援ネットワーク協議会（以下「ネットワーク協議会」）を創設・運営する条例を策定した。今後はネットワーク協議会を開催し、協議会でいただいた意見を取り入れて事業に反映していきたい。推進員の人数については、事業がある程度進んだ時期に再検討し、必要に応じて変更したいと考えている。

（委員）平成24年度重点目標において、上小圏域成年後見支援センター（以下「成年後見支援センター」）は、法人後見は取り扱っているのか。また、独居で身寄りがいない高齢者が利用を開始する場合、市町村長は裁判所に申し立てをするが、上田市の場合申し立てはできるのか。

（事務局）法人後見について、平成24年度は取り扱ったケースは無かった。今後は取り扱う可能性があると思うので、対応していきたいと考えている。市町村申し立ては当市でも行っていて、今年度は1件取り扱っている。

（委員）成年後見支援センターで相談支援している成年後見制度は社会福祉協議会（以下「社協」）が

行っている日常生活自立支援事業と別の事業か。

(事務局) 成年後見制度は、日常生活自立支援事業と別の事業である。日常生活自立支援事業は、一人暮らしの高齢者で、ある程度契約能力がある方を対象に行っている。本人が契約能力の無い状態の場合、成年後見制度が必要になる。この制度は、裁判所に申し立てをして、法的に登録されることが、日常生活自立支援事業と大きな違いである。一連の事業の流れで、成年後見支援センターも社協に委託している。

(委員) 平成25年度の重点目標の中で、配食サービスが10月から4地域(旧上田市・旧丸子町・旧真田町・旧武石村)で事業統一することに関して、統一後は、真田地域では朝食が無くなるということに対して弊害は無いのか。

(事務局) 原則は、昼食と夕食の2食で、朝食を選ぶことができる場合、1日2食までとなっているので、残りの1食は昼食と夕食のどちらかを選ぶことになる。

④その他

(委員) 長崎市のグループホームの火災を受けて、上田市においても消防署が実地確認していると伺っているが、消防署との連携の中で明らかになった点はあるか。

(事務局) 過去に長崎県大村市のグループホームでの火災で、多くの方が犠牲になったことで、グループホームにおけるスプリンクラーの必要性について言及された。また、札幌市のグループホームでの火災は、施設の延床面積が275㎡以下であったため、スプリンクラーの設置義務が無かったので設置されていなかった。現在、国は275㎡以下で設置義務がない施設であっても、補助金の補助対象とし、補助事業を進めている。今回の長崎市の件を受け、消防署と当市の福祉部署が一緒に対象事業所の立ち入り検査を実施した。対象施設は、高齢者施設に関わらず、障害者施設等も対象とした。検査結果、指摘した事業所が数箇所あり、そういう事業所には文章で指導した。なお、市内16か所あるグループホームのうち、スプリンクラーを設置していない施設は3か所ある。その3か所の施設は、消防法で設置義務がない施設で、補助金以上に設置費用がかかるという点から設置を見送っているが、市としてはできるだけスプリンクラーを設置するようお願いしている。今後消防法施行規則が改正される可能性があり、より小規模の施設にも設置義務が発生する可能性があるため、財政的な支援を含めて進めていきたい。